# 企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜

İ L O 勧 告について――

菊 池 高 志

しようとするものである。 速かつ効果的に遂行するために必要とする便宜の提供を目的と するものであり、この目的を実現するための国際的基準を確立 代表の地位を保護するとともに、労働者代表が、その任務を迅 者による圧迫を防止し、不当な差別的取扱を排除して、労働者 あげ、これに関する勧告を採択する。これは、企業の内部にお において開催を予定される第五六回総会の第五議題として、 いて労働者の利益のために活動する労働者代表に対する、使用 「企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜」をとり 国際労働機関(ILO)は、本一九七一年六月にジュネーブ

以下、本稿は第五六回総会に提出される勧告案に若干のコメ

企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜

後に総会で採択されたものである。この決議は末尾の部分にお よびルーマニアの労働者代表によって提起され、多くの修正の Trade Unions at all Levels) である。この決議は、ソ連邦お Organise, Including the Protection of Representative of Freedom of Association and Protection of the Right to 要であろう。この問題が総会議題として取上げられることにな 由と団結権の保護に関する決議」(Resolution concerning った契機は、一九六一年の第四五回総会において採択された 採択という形をとるに至るまでの経過を略述しておくことが必 ントを加え、紹介することを目的とするものである。 「すべての段階における労働組合代表の保護を含む、結社の自 まずはじめに、この問題が第五六回総会において国際文書の

号)と一九四九年の「団結権及び団体交渉条約」(第九八号)」が 組合代表の権利、口企業内における諸決定に対する 労働者 参 できるように、作業場(Work place)を含むすべての段階にお の議事日程にこの問題を取上げることの可能性を理事会が討議 る適切な手段をとることである。第二の点は、近い将来の総会 れるために、条約勧告適用機関の活動を通して、理事会があらゆ は、一九四八年の「結社の自由及び団結権保護条約」(第八七 招集することを承認した。技術会議は、一企業内における労働 諸決定に対する労働者の参加について、事務総長が技術会議を 事会は、企業内における労働組合代表の権利と企業内における 括的な報告を用意することを事務総長に依頼することである。 ける労働組合代表の権利についてあらゆる角度から検討した包 規定する諸原則が、すべての条約批准国で充分な適用を確保さ この総会決議にもとづいて、一九六六年一一月の第一六七理 の二点を議題とするものであった。 理事会に対してふたつのことを要請していた。 第一の点

いて、残る四名は事務局の判断で指名した。事務局指名の四名にもとづいて、同じく七名を労働者グループとの協議にもとづ八名の専門家は、うち七名を理事会の使用者グループとの協議参加に関する技術会議」は、一八名の専門家の出席を得た。一参加に関する技術会議」は、一八名の専門家の出席を得た。一本が出版。一九六七年一一月、ジュネーブで開催された「企業内におけ

出した。として一○日間にわたる討議を行い、二部からなる報告書を提として一○日間にわたる討議を行い、二部からなる報告書を提スフォード大学比較法教授オットー・カーンフロイントを座長は、政府部内者二名、大学人二名である。技術会議は、オックは、政府部内者二名、大学人二名である。

技術会議の討議は、あらかじめ事務局の手によって収集された各国の法制および実態に関する情報を基礎に行われた。会議た各国の法制および実態に関する情報を基礎に行われた。会議の結論は、企業内の諸決定への労働者参加については、紀登として国際文書でとりあげることが適当であるという大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいう大筋では意見の一致を見たが、労働者代表の保護とともにいる。

の第五四回総会の第八議題とすることになった。一大三理事会は、労働者代表の保護と便宜に関する国際文書の大三理事会は、労働者代表の保護と便宜に関する国際文書の技術会議の報告を基礎にして行われた一九六八年一一月の第

ける労働者代表に与えられる保護と便宜」を討議した。第一七一九七○年の第五四回総会は、第八議題として「企業内にお

三理事会の決定にもとづき、ILO事務局は加盟各国の関係法 三理事会の決定にもとづき、ILO事務局は加盟各国の関係法 三世事会の決定にもとづき、ILO事務局は加盟各国の関係法 三世事会の決定にもとづき、ILO事務局は加盟各国の関係法 三世事会の決定にもとづき、ILO事務局は加盟各国の関係法

- (2)技術会議の内容を報告した 論稿としては、de Givry(1) Offcial Bulletin vol. XLIV, No. 1, 1961, pp. 22~23
- J., Droit des représentants syndicaux et participation des travailleurs aux décisions dans les entreprises: Un point de vue international (Droit social Janvier 1969, pp. 19~26). % & % °
- (3) 政府部内者二名のうち一名は、わが国労働省の中村正(3) 政府部内者二名のうち一名は、わが国労働省の中村氏
- 企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜4) ILO, Technical Meeting on the Rights of Trade

Union Representatives and Participation of Workers in Decisions within Undertakings, Geneva, 20—29 November 1967: Report (mimeographed document T. M. R. T. U./1967).

=

にあげられるものは、いうまでもなく、一九四八年の「結社のILOの採択した集団的労働関係にかかわる国際文書の第一

べきであるというものであった。 政府はこれらの関係の発展を奨励、 よって労働条件・雇用条件が自主決定されることが望ましく、 されたILOの労使関係像は、まずなによりも自主的労働組合 さらに、これを補うものとして、一九五一年の「労働協約に関 の発展に期待し、この労働組合の力による自主的労使間交渉に する勧告」(第九一号)、「任意調停及び任意仲裁に 関 する 勧 らの自由と、労使相互の間の不介入の原則を宣明する ととも たこの二条約は、 LOのこの領域における活動の基礎として、常に引用されてき おける集団的労働関係に関する基本的見解を示し、その後のI 及び団体交渉権条約」(第九八号)の二条約である。ILOに 自由及び団結権保護条約」(第八七号)と一九四九年の「団結権 労働協約締結のための自主的交渉手続の発展、 促進する努力を各国政府が執るべきことを示唆している。 (第九二号) が採択された。これら条約、勧告によって示 団結権保障を中心にすえ、組合団結の国家か 促進するための助力をなす 利用を奨

の間の協議及び協力を促進するため適当な措置を執るべきであ常取扱われないものについて、企業における使用者と労働者との間の協議及び協力に関係のある事項で、団体交渉制度、労働者との間の協議及び協力に関係のある事項で、団体交渉制度が働者との間の協議及び協力に関する勧告」(第九四号)は、労働者との間の協議及び協力に関する勧告」(第九四号)は、

されたふたつの勧告にも見ることができる。しようとする努力は、その後の一九六七年第五一回総会で採択ることを期待している。こうした企業内労使関係の発展を促進は別個に、企業内における労使の協議・協力の制度を発展させ

「企業内労使間のコミュニケーションを確保する場合している。

手続とは異なる苦情審査手続を設けるべきであり、苦情の処理思われる」措置や状態については、団体交渉その他の紛争処理、経済活動の部門もしくは国の慣習もしくは慣行に反すると業、経済活動の部門もしくは国の関係に関して、適用される労働協約条件に関して、「誠実の原則に照らして、適用される労働協約高に関して、「企業内解決のための苦情審査に関する勧告」(第一また、「企業内解決のための苦情審査に関する勧告」(第一

告している。 は可能な限り企業自身の内部で解決されるべきであることを勧

このようの方法の併行的記述は、第二次大战後、民として行的に押進めようとするものであったと見ることができる。議、協力、コミュニケーションの促進というふたつの方法を併秩序形成と、これとは区別された企業レベルにおける労使の協団結の保障を中心とする団体交渉、労働協約制度の発展による労働関係についてILOが与えてきた方向付けは、自主的組合ニのように、採択された条約、勧告を通して見ると、集団的このように、採択された条約、勧告を通して見ると、集団的

対的な承認」とともに「生産能率の不断の改善に関する経営と四四年五月のフィラデルフィア宣言において、「団体交渉の実見た。この傾向は、第二次大戦後のILOの活動を方向づけた一九度をも継承するものが増加してきた。また、ILO自身につい度をも継承するものが増加してきた。また、ILO自身につい度をも継承するものが増加してきた。また、ILO自身につい度をも継承するものが増加してきた。また、ILO自身につい度をも継承するものが増加してきた。また、ILO自身についり、この傾向は、第二次大戦後独立した新興諸国における労見た。この傾向は、第二次大戦後独立した新興諸国における労見た。この傾向は、第二次大戦後の正しの活動を方向づけた一九月の年五月のフィラデルフィア宣言において、「団体交渉の選別とともにこれら制度をも継承するものが増加してきた。また、ILO自身について見るならば、第二次大戦後のILOの活動を方向づけた一九日の本紙では、旧宗主国の法体系の継承とともにこれら制度をも継承するものが増加してきた。また、ILO自身について見るならば、第二次大戦後のILOの活動を方向づけた一九の本紙では、第二次大戦後、主としてこのふたつの方法の併行的促進は、第二次大戦後、主として

示している。 る労働者と使用者の協力」が謳われていることが、このことを労働の協力並びに社会的及び経済的措置の準備及び適用に関す

六七年に開催された「技術会議」である。の流れの中に位置づけようとする際、重要と思われるのが一九る労働者代表に与えられる保護と便宜に関する勧告」を、以上ところで、第五六回総会において採択される「企業内におけ

うな経過によるものであった。
働者参加の問題と合せて討議することに決定したのは、次のよ代表の権利の問題に限ることなく、企業内の諸決定に対する労にあとづくものであったが、第一六七理事会がこれを労働組合技術会議の開催は、先に述べたごとく、第四五回総会の決議

を依頼するよう要請していた。 採択した。この決議は、理事会に対して、事務総長に次のこと際労働総会は、「企業内における労働者参加に関する決議」を際の五回総会による決議とは独立に、一九六六年第五〇回国

- 労働者を参加させる方法の研究を行うこと。

  (3)今日、世界各国において行われている企業内の諸決定に
- と。
  し、見解と経験を交流する国際セミナーの召集を考慮するこし、見解と経験を交流する国際セミナーの召集を考慮するこの。労働者教育計画の枠組の中で、この複雑な問題を討議
- (C) この問題を将来の総会議事日程にのせることを考慮する

ع

の開催を提案し、理事会もこれを承認したわけである。つの総会決議によって求められた課題を同時に取扱う技術会議右のことを前提として、事務総長は、理事会に対して、ふた

まで団結権の保障を貫こうとするところに一九六一年の総会決 部においても労使を対等の地位に据えること、企業内レベルに める範囲でのみ実現されてきた。この限界を打破し、 る使用者の自由、 る。従来、労働組合に対する諸権利の保障は、企業内部におけ た企業の内部においても、 原則である。 改めて取上げるまでもなく各国において実現されねばならない の自由の問題は、 企業の内部における問題である。企業の外部における労働組合 合の権利が、今日の段階で問題をもつとすれば、それはまさに 結果である。 はいるが相互に密接な関連を持つものであることが認識された 検討されることになったのは、ふたつの議題として区別されて 業内労使関係の安定、協力の問題が、 態度から見ても区別されてきた労働組合の権利保障の問題と企 の意味があった。 ふたつはそれ自体性格の異なる問題であり、ILOの従来の 第八七号及び第九八号の二条約に示される労働組 問題は、使用者にとっての「自由の王国」であっ 今日もはや国際的に確立したルールであり、 企業内部からの労働組合の排除を前提的に認 労働組合の権利を保障することにあ 同一の技術会議において 企業の内

に従来1LOが進めてきた集団的労働関係に助かわるふたつの方向づけにも影響を与えずにはおかないだろう。企業内部における従業員労働者と経営者の協議・協力の道は、フィラデルフィアる従業員労働者と経営者の協議・協力の道は、フィラデルフィアを大の具体的利益を擁護する手段として、単なるコミュニケーターンコンや協力を越えて、実質的な労使の合意の場として成長しつつある。労働組合代表の企とを考慮の外に置くことは出来ず、企業内における諸決定に対する労働者参加の問題にとどまらず、労働者個で業内労働者代表のことを考慮の外に置くことは出来ず、企業内における諸決定に対する労働者参加の問題を論ずる際にはつか企業の内部に集中されるとともに従来の相互に区別され、同時には交叉せざるを得ないものとなった。

う受けとめるかというところに最大の課題があった と 云 え よ う受けとめるかというところに最大の課題があった と 云 え よ の任務もこのふたつの方策の交叉する現実に対処し、これをどの任務もこのふたつの方策の変化を反映したものである。技術会議の任務もこのふたつの方策の変化を反映したものである。技術会議ら受けとめるかというところに最大の課題があったと 云 え と こうした労使関係をめぐる新たな問題の展開は、一九五○年

を作ろうとする試みがなかったわけではないが、国際文(1) 第二次大戦前にも集団的労働関係に関する国際的基準

書として結実するには至らなかった。戦前、ILOの文みた各国の法制および実態に関する調査は、ILOの文数後多くのヨーロッパ諸国において、労働組合団結とは、 区別された企業内従業員代表機関が存在していることが 示されている。ILO、Freedom of Association vol. 1— 示されている。ILO、Freedom of Association vol. 1—

のである。
約批准をめぐる問題でのILOの活動は記憶に新しいも使関係制度に対する影響も大きい。わが国の第八七号条使関係制度に対する影響も大きい。わが国の第八七号条第二次大戦後のILOの活動はめざましく、各国の労

- (2) 立法による国はドイツ連邦共和国、フランス、ベル 諸国 そのNo. 8とNo. 13。 Labour-Management Relation series を参照。とりわけ チュニジア等があげられる。この問題に対しては、 による国はデンマーク、スウェーデン、ノールウェイ、イ 大きな影響を与えることに なっ た。 3 リア等。 オランダ、フィンランド等、 (非資本主義諸国)における経験が異った角度から 新興諸国ではコンゴ、イラク、タンザニア、 全国レベルの労使協定 詳しくは ILO: 東欧 #
- (α) Resolution concerning Workers' Participation in Undertakings, (Official Bulletin vol. XLIX No. 3.

企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜

1966, Supplements I, pp.  $46\sim47$ )

- 討論することに決定した。 
  を熟知していたが、討論の結果、ふたつの議題は別々にが、「労働者の参加」に密接に関係あるものであること
- る労働組合権の拡大」(神奈川法学六巻一号)参照。の一例として、フランスについては拙稿「企業内におけ権の企業内への拡大は各国において進められている。そ(5) 企業内における従業員代表の地位の強化と、労働組合

Ξ

た。 「技術会議」は、前述のように、与えられたふたつの議題に 「技術会議」は、前述のように、与えられたふたのの議論とすることに、労働者代表の の でして を 報告書を提出し、企業内の諸決定への労働者参加の に 技術会議」は、前述のように、与えられたふたつの議題に

ベルにおける労働組合代表の役割、性格もそれに応じて様々であり、時として一国内においても産業別に異っている。企業レであった。企業レベルにおける労使関係のあり方は各国様々では議題に予定されている「労働組合代表」の範囲をめぐるものこの会議は開催されるや否やひとつの問題に直面した。それ

表の権利の問題に拡大されることになった。 げられた企業内における労働組合代表の権利の問題が、労働組 あり、 合の代表か非組合的代表かの別なく、企業内における労働者代 れることとなった。その結果、団結権保障の一環としてとりあ 告にそって、労働組合代表以外の労働者代表をも含めて取扱わ 業在籍者と職業的幹部の双方を含むものであり、また事務局報 働者代表と労働組合代表の関係が問題となる。最終的には、企 的組合幹部の相違が生れ、また、労働組合代表以外の従業員労 因によって労働組合代表に企業従業員として在籍する者と職業 労働者代表が存在するか否か等の点が考慮される。これらの要 渉のレベルが如何に設定され、どのレベルに力点をおいている 態及び組合内部の規律・運営の相違、 かの相違、さらには企業内に労働組合代表以外の他のタイプの 占める位置の相違、 要因としては、一国の経済・社会構造のなかで労働組合運動が ったわけである。 これに対する共通理解を持つことがまず第一の課題とな 企業レベルの労働組合代表の役割を規定する 企業別か産業別かといった労働組合組織形 労使間に行われる団体交

総会の討論の基礎をなすものである。るべき方向に示唆を与えた。これらの示唆がその後の理事会、るべき便宜についていくつかの点を指摘し、今後のILOのと「技術会議」は討議の結果、労働組合代表の保護と与えられ

雇用され企業に在籍する労働者代表については、その地位の

Ļ えられるべきである。 必要であり、さらに労働者代表に対しては特別の保護手段が与 保護のための基準が労働者代表に対して充分適用されることが 二重の意味を持つものである。このためには、まず一般労働者 解雇を含むすべての差別(組合代表の場合には反組合的差別 としての地位の保護と同時に代表者としての地位の保護という から保護されねばならない。この保護は、労働者代表の従業員 らの圧迫があっては充分な活動を行うことができない。 利益を擁護するために使用者と対抗するものであり、使用者 保護が第一に必要な点である。 経営者と交渉し、 労働者の苦情を取上げ、 労働者代表は、 その他労働 経営 者 12 従って 要 者 求

に原職への復帰。 「技術会議」は特別の保護手段として次の五点を示唆した。 「技術会議」は特別の保護手段として次の五点を示唆した。 「技術会議」は特別の保護手段として次の五点を示唆した。

条二項心は、組合活動を理由とする解雇もしくは不利益取扱を告」(第一一九号、一九六三年)がある。第九八号条約の第一条約と、「使用者のイニシアチブによる雇用の終了に関する勧この点に関係する従来のILO国際文書としては、第九八号

か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。 か意見、国民的出身または社会的出身。

以上のなかに、労働者代表の保護に関する原則的態度はすで以上のなかに、労働者代表の保護に関する原則的態度はすではならないに明らかにされていたわけである。「技術会議」の結論はこれを一層具体的なものにして、強化しようとしたものである。労働者代表に対する保護はその任務に就いている期間のみではなら、その前後においても同様に取扱われるべきであるとした。また、組合活動もしくは労働者代表の活動を解雇の正当事由としてはならないという第一一九号勧告の基準から一歩を進め、してはならないという第一一九号勧告の基準から一歩を進め、としてはならないという第一一九号勧告の基準から一歩を進め、としてはならないという第一一九号勧告の基準から一歩を進め、としてはならないという第一十九号勧告の基準から一歩を進め、としてはならないという第一十九号勧告の基準から一歩を進め、としてはならないという第一十九号勧告の基準から一歩を進め、とい制裁を受けるべきこと、さらに不当解雇を受けた労働者代表の保護に関する原則的態度はすで以上のなかに、労働者代表の保護に関する原則的態度はすで以上のなかに、労働者代表の保護に関する原則的態度はすで

企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜

的幹部と経営者との面会。(6)経営者による情報提供。 および経営者との面会。(6)労働組合通知の掲示。(6)組合文書のおよび経営者との面会。(6)労働組合通知の掲示。(6)組合文書のず、企業外での組合の会合や訓練課程に参加する 場合 を も 含ず、企業外での組合の会合や訓練課程に参加する 場合 を も 含ず、企業外での組合の会合や訓練課程に参加する 場合 を も 含ず、企業外での組合の会合や訓練課程に参加する 場合 を も 含ず、企業外での組合の会合や訓練課程に参加する 場合 を も 含す、企業外での組合の会合や訓練課程に参加する 場合 を も 含す、企業外での組合の会合や訓練課程に参加する場合で経営者による情報提供。

あり、 ことで一致を見た。この結果、 使用者からの情報提供、物的便宜の供与の問題 で ある。 便宜の完全なリストを作ることも出来なかったとしている。 難しい。技術会議は「便宜」という言葉の定義をなすことも、 チ は、これらの便宜が労働者代表に対して与えられるべきもので 代表の面会・立入の権利、 摘ということであるが、要点は、不就労時間の承認。 って考慮すべき点として指摘されたものもあくまで問題点の指 な慣行によっているため、これに対する見解を統一することは 約等で公式に承認されているもののほかに、多くの場合非公式 便宜供与の問題はとりわけ各国様々であり、 労働組合その他の労働者組織に与えられるものではな ク オフについてはまったくふれられないことにな 組合掲示・文書配布・組合費徴収、 事務局報告ではふれられていた しかも法令、 労働組合 会議 協

ておこう。(4)次に、一九七〇年、第五四回ILO総会の討議に簡単にふれ次に、一九七〇年、第五四回ILO総会の討議に簡単にふれ

その代表の立場を弱化するために利用されてはならない旨明記 は、技術会議の示唆に従って、まず労働組合代表とそれ以外の し、両者が密接に協力すべきことを明らかにした。 選任代表が併存する場合に、選任代表の存在が労働組合および |九七○年のⅠLO総会に提出された事務局報告 の 結 論 案

取扱にかかわる挙証責任の問題は、使用者に負わせるべきもの に対して上位の先任権を与える点は、結論案には含まれていな として明記された。他方、技術会議の指摘していた労働者代表 るとして技術会議の指摘からはずされた、不当解雇および差別 をあげたが、技術会議の席上論議を呼び、法技術的問題にすぎ 労働者代表の保護のためにとられる特別な措置としては五点

決の結果第六点目として人員整理に際して解雇されない特権が 追加された(勧告案では第六項②のf))。 この点をめぐって総会委員会では労・使代表が対立したが票

されるという点である(勧告案第八項)。 はなれて労働者代表の任務に従事していた労働者が、任務を終 えて職場に復帰する際には彼の有していた諸権利が完全に回復 さらに、総会委員会において新たに追加された点は、職場を

> 認される不就労時間をふたつに分け、企業内での労働者代表の 条件とを決めるべきものとした。 に出席する時間については国内法または慣行によりその範囲と 活動については賃金を支払うべきものとし、企業外部での会合 労働者代表に与えられる便宜については、事務局提案は、承

社会的利益をも失うことのない旨 附 記 し た 総会委員会は前者について、単に賃金だけではなくすべての (勧告案第一○項

供に改められた(勧告案第一六項)。 が記されていた点が、総会委員会において物的便宜と情報の提 と見られるが、事務局案では使用者による物的便宜の提供のみ 便宜に関する他の項目は技術会議の指摘をそのまま取上げた

務局は以下のような勧告案を提出することになった わけ で あ こうした経過を経て、本一九七一年第五六回総会に対し、 事

 $\widehat{\mathbb{I}}$ ける労働者代表の問題、苦情処理の方法と機関、 開催された企業内労使関係セミナー げたことはこれ以前にもあった。たとえば一九六五 労使協力機構と労働者参加の問題、 渉と機関、 たアジア地域セミナー)は、人事管理、企業レベ 技術協力活動の一環としてこの問題をILOがとりあ 企業内におけるコミュニケーショ 労使関係の制 (セイロンで開催さ ンの 問題 団体交 度的問 ルにお

号に掲載されている。の出席者による報告は、『世界の労働』一九六五年七月法と昇進の方法、について討議を行った。このセミナー題に関する政府の役割、労働者の募集・選考・教育の方

- (2) 技術会議の報告書は、議題どおり「労働組合代表」という用語が主として用いられている場合 も 少 く ないう用語が主として用いられているが、多くの場合そのいう用語が主として用いられているが、多くの場合そのいう用語が主として用いられているが、多くの場合そのいわけてはいない。
- が詳しく解説している。解雇権行使原則」(『世界の労働』一九六六年七 月 号)(3) この勧告については、佐藤進「ILO一一九号勧告と
- (4) 第五四回総会への事務局報告及び結論案は、『世界のされる勧告案については ILO: International Labour 労働』一九七〇年二月号~五月号に邦訳が掲載されてい

と便宜に関する勧告案企業内における労働者代表に与えられる保護

国際労働機関の総会は、

企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜

にその第五六回会期として会合し、理事会によりジュネーブに招集されて、一九七一年六月二日

者代表に与えられる保護と便宜に関する諸提案の採 択 を 決 定その会期の議事日程の第五議題である、企業内における労働

る。 用することができる、次の勧告を一九七一年六月 日に採択すし、一九七一年の労働者代表のための保護と便宜勧告として引し、一九七一年の労働者代表のための保護と便宜勧告として引これらの諸提案が勧告の形式をとるべきであること を決 定

# 一、実施方法

仕方によって、この勧告に効力を与えることができる。
1 国内法令もしくは労働協約、または他の国内事情に適する

### 二、総 則

たは慣行上承認される次のいずれかの者を指す、2~この勧告において、労働者代表という用語は、国内法上ま

によって指名もしくは選出された代表、または(3労働組合代表、すなわち労働組合もしくはその組合員

のひとつもしくはふたつ以上の類型を決定することができる。定する保護と便宜を享受する資格を与えられるべき労働者代表3 法令、労働協約、仲裁裁定もしくは判決は、この勧告の規選出され、労働組合もしくはその組合員の代表ではない代表。

ために適当な措置を講ずべきである。

4 (1)同一企業内に労働組合代表と選任代表がともに存在する
ために適当な措置を講ずべきである。
ために適当な措置を講ずべきである。
ために適当な措置を講ずべきである。
ために適当な措置を講ずべきである。

②このような措置は、国内法または慣行に従い、例えば候知との定期会合の開催、選任代表に労働組合の訓練コースを利表との定期会合の開催、選任代表に労働組合の訓練コースを利表との定期会合の開催、選任代表に労働組合の訓練コースを利まができるようにすること、選任代表に労働組合の訓練コースを利まができる。

# 三、労働者代表の保護

- 場合には、労働者代表の効果的な保護を確保するために特別の6 (1)一般労働者に適用される適当な保護措置が不充分である切の不利益取扱に対して効果的な保護を享受すべきである。は何らかの組合活動に参加したことを理由とする解雇を含む一しくは活動を理由として、または労働組合員であることもしく5 企業内における労働者代表は、労働者代表としての地位も
- ことができる。 ②このような措置は以下の事項のすべてまたは一部を含む

措置がとられるべきである。

- 者代表の雇用の終了を正当化する理由を明確にすること(3)一般労働者に適用する場合よりも限定した仕方で労働
- は合同機関による事前許可を要件とすること。利益な変更の前に、公的もしくは私的な独立機関によってまたの労働者代表の解雇もしくはその雇用条件の何らかの不
- 考える労働者代表に開かれる特別な訴えの手続い雇用を不当に終了されまたは不公正な待遇を受けたと
- すること。 取扱の正当性を立証する責任を使用者に負担させることを規定利益な変更に関して申立てられたすべての事件について、その利益な変更に関して申立てられたすべての事件について、そのの労働者代表に対する差別的解雇もしくは雇用条件の不
- 関する特権の確認

  「氏人員削減に際し、労働者代表に与えられる雇用保持に
- べきである。 てきられる保護は次の者にも適用される
- されるための候補者となる意思が知られている労働者または意の適宜の手続により、労働者代表として選出または指名

## 思のある労働者

# 的労働者代表でなくなった労働者

ができる。 期間は、本勧告第一項の定める実施方法によって限定すること期間は、本勧告第一項の定める実施方法によって限定すること(2)本項(1)の定める者によってこのような保護が享受される

べきである。 性格、賃金、先任権に関する権利を含むすべての権利を維持す8 任務の終了により、原職に復帰する労働者代表は、仕事の

四 労働者代表に与えられる便宜

ある。 (1)企業内におけるこうした便宜は、労働者代表がその任務

業の必要、規模および能力に考慮が払われるべきである。 ②これに関しては、当該国の労使関係制度の特色と関係企

③このような便宜の容認が当該企業の能率的運営に不当な

なく、必要な不就労時間が容認されるべきである。を遂行するために、賃金および如何なる社会的利益も失うこと10(1)企業内における労働者代表は、企業における代表の職務

影響を及ぼすべきではない。

れた他の適当な経営者代表から承認を受けることを 要 求 さ れに、労働者代表は直接の監督者またはこの目的のために指定さい適切な規定の存在しない場合、不就労時間を行使する前

企業内における労働者代表に与えられる保護と便宜

る。この承認は正当な理由なく制限されてはならない。

の総量について合理的な限度を設けることができる。 (3)本項(1)にもとづいて労働者代表に与えられる不就労時間

を与えられるべきである。
- 、会議および協議会に出席するための、合理的な不就労時間ー、会議および協議会に出席するための、合理的な不就労時間ために、労働者代表は、労働組合の会合、訓練コース、セミナ11 (1)労働者代表が職務を効果的に遂行することを可能にする

れた実施方法によって決定されるべきである。労時間の与えられるべき範囲と条件は、本勧告第一項に定めら労時間の与えられるべき範囲と条件は、本勧告第一項に定めら

への立入を容認されるべきである。要ならば、企業内における労働者代表は企業内のすべての職場12 その立入が労働者代表の職務の遂行を可能にするために必

面会を容認されるべきである。 者代表は企業の経営者もしくは決定権を有する経営代表者との者の機務の適切な行使のために必要な場合、労働

# 神奈川法学

企業内の労働者に配布することを承認すべきである。組合機関紙、パンフレット、出版物およびその他の組合資料を(②経営者は、労働組合を代表して活動する労働者代表が、

る運営と企業内の整頓を害らべきではない。関するものであるべきであり、その掲示と配布は企業の秩序あの本項にいう組合通知と資料とは労働組合の通常の活動に

び情報を労働者代表の利用できるようにすべきである。16 (1)経営者は、労働者代表の職務遂行に必要な物的便宜およよび③に列挙したのと同様の便宜を与えられるべきである。4)本勧告の第二項(1)にいう選任労働者代表は、本項(1)②お

きである。 は、本勧告第一項に定める実施方法によって決定されるべ②この便宜を利用するための条件およびその 便宜 の 範 囲

きである。
する事前通告を条件として、企業内への立入りを容認されるべ業に雇用されている労働組合の代表は、適当な経営代表者に対策に雇用されている労働組合の代表は、適当な経営代表者に対17(1)自らは当該企業に雇用されていないが、組合員が当該企

る実施方法にまかされるべきである。 ②との立入りのための条件の決定は、本勧告第一項の定め